

八王子市住居等における物の堆積等に起因する
不良な生活環境の改善に関する条例に規定する排出等の支援に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市住居等における物の堆積等に起因する不良な生活環境の改善に関する条例（平成31年八王子市条例第14号。以下「条例」という。）第9条第2項に規定する支援（以下「排出等の支援」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(排出等の支援の実施方針)

第2条 条例第9条第2項における居住者が自ら改善することが困難であると認める場合は、次に掲げる事項を総合的に判断し決定する。

- (1) 身体的、精神的な理由から一般廃棄物を適正に排出できない。
- (2) 家族等身近な人や支援者の協力を得られない。
- (3) 民間事業者に排出を依頼する事理弁識能力を有していない。

2 排出等の支援は、再発の恐れ及び周囲の生活環境に及ぼす影響を勘案し行うこととする。

(その他の支援)

第3条 条例第9条第2項に規定するその他の支援は、一般廃棄物の排出を行う際に、排出に支障が生じる要因を、必要最小限の範囲で除去することを目的とし、害虫の区除、草木の伐採等を行うこととする。

(排出等の支援の費用免除)

第4条 条例第9条第7項第2号の規定は、申請者の福祉的、経済的事情を総合的に勘案し決定する。

附 則

この要綱は令和2年（2020年）8月1日より施行する。